

項目1 今回の条例(案)では、不良な生活環境を、原因となる人への支援を通じて解消していこうとしています。この考えに共感しますか。

意見者 番号	意見 番号	問1	意見内容	本市の考え	条例に 盛込済	条例に 反映	今後の運用 で 参考にする	その他
1	1	はい	ゴミを集める人は精神に何らかの障害が有ると思う。ゴミを除去しただけではまた同じことを繰り返す	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の背景には原因者の心や身体の状態や地域での孤立があることに鑑み、福祉的な視点から、原因者の抱える問題に寄り添っていくことを基本とした条例案としています。また、再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し、見守りなどの取り組みを行い再発防止のための支援を行うことを条例案に盛り込んでいます。	○			
2	2	はい	原因となる1人のために多数の職員の方がケア、アフターフォローなどするのはとても労力も費用も必要なことだとは思いますが。心のケアは難しい問題ですし、環境を変えるのは時間もかかるでしょう。専門家の手助けのもと、更生させてあげるまでの支援をしてあげられたらと思います。ただ私は当事者ではないのでみなさんの活動を見守るだけなので勝手なことを言っていると実感しています。難しい問題です。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
3	3	はい	いわゆる「ごみ屋敷」における「物品等の堆積又は放置」、建築物等の「不良な管理」、「不適切な動物の飼養」などは、いずれも市民の平穏な生活環境を阻害する事象であって、ここに至る根本的な原因に対処しない限り、こうした事象は解消しないのだらうと思います。それぞれの事象への対応として、それぞれの専門部署において、それぞれのケースに最適な支援を通じて解消していこうという考え方のものには、賛成です。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
3	4	〃	ただし、全体の枠組みを規定する条例制定に関する窓口が廃棄物対策課となっていることには、違和感があります。条例制定のきっかけが「ごみ屋敷」問題であり、条例案でもその対応について、大きく念頭に置いているようですが、「ごみ屋敷」は、何らかの原因から生じた事象、結果の一つであって、事象の一つを表層的に捉えただけのレベルの問題意識で、この新条例を有効に機能させられるのかは、若干気になるところで。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の背景には原因者の心や身体の状態や地域での孤立があることを鑑み、福祉的な視点から、原因者の抱える問題に寄り添っていくことを基本とした条例案としています。支援の実施にあたっては、福祉部局を主体とした対策会議を設置し、関係部局が情報共有する中で、原因者が抱える問題の解消に取り組んでいきます。	○		○	
4	5	はい	物を堆積している状況には、必ずその理由があると思われ、まずその理由を知ることが大事ではないでしょうか。助けを求めている人、助けを拒絶する人、本人の意識のないところで物を集めたり、溜めたりする人、様々なケースがあると思われます。人により沿う支援を通して、不良な生活環境で生活する人と市の信頼関係を築くことが第一歩であり、それなくして措置を行うことは避けるべきだと考えます。是非とも、支援を尽くしていただき、措置に至らないような条例運営を行っていただきたいと思ひます。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。また、同じく「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しております。	○			
5	6	はい	ごみ屋敷の問題は近隣の人々にとっては、命や生活を脅かす重要な危機になっている。今回、条件によって取り組みをスタートする姿勢には大賛成である。	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。	○			
6	7	はい	当該条例案の対象となっている「ごみ屋敷」への対策は、かなり長く協議されてきましたが、具体的に行政が主体となって解決するところまでは至っていなかったと思います。ごみを溜め込む方(原因者)は、加齢・疾病に起因して判断力が低下していたりする場合があると聞いています。今回、川下でのごみ処理という一時的な解決だけでなく、「原因者」の支援という川上での対応を継続的に行うことで「ごみ屋敷」問題を根本的に円満に解決できる仕組みができることは良いことだと思います。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
7	8	はい	近隣宅がネコを多頭飼育していて、ごみ屋敷となっている。ネコの飼育環境が悪く、糞尿の処理が適切に行われておらず、外まで糞尿の臭いがして、近隣住民も臭いがきつくと、不快で窓が開けられず、精神的にも参っている。快適な生活を妨げられている。近所付き合いがほとんどなく、家の状態もよくないので、住みにくいか近隣の店舗(駐車場)を転々とし、車にずっといるところをよく見かける。ほとんど自宅にいない。このままの生活をしては、本人やネコたちにもよくないと思うので、何とかして改善してもらいたいと思ひます。	「2:定義」で建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによりその建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。また、「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の背景には原因者の心や身体の状態や地域での孤立があることを鑑み、福祉的な視点から、原因者の抱える問題に寄り添っていくことを基本とした条例案としています。	○			
8	9	はい	不良な生活をしている人が身体機能の低下・疫病・障害によると分かった場合、市・地域住民が支援し解決できれば仕方がないと思ひます。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			

意見者番号	意見番号	問1	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
9	10	はい	住みやすい街づくりの為、悪臭、害虫等の衛生面と孤立しやすい個人の心のケアが必要だと思います	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。 また、「2:定義」で建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによりその建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。	○			
10	11	はい	何年も悪臭がひどく、窓も開けられず迷惑して困っているから。	「2:定義」で建物等における不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、発生している悪臭がこれらの不良な生活環境に該当する場合、本条例を適用し、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。	○			
11	12	はい	誰もが住みやすい町、地域づくりにするためには、生活環境の改善は不可欠なものだと思うので。	「2:定義」で建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによりその建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。	○			
12	13	はい	本件につきましては、5年～10年前に3回ほどご提案を差し上げました。従いましてこの度の条例案は、誠にうれしく共感申し上げます。政令指定都市静岡市は、どこにおきましても清潔で快適、世界的称賛度高き静岡市を心より念じます。	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。	○			
13	14	はい	本来、通常の生活を営んでいたら悪辣な環境になる前に友人や親せきなどの縁者から助言や支援が入るべきところがその支援を自ら断ち切っているか無視しているか、社会から孤立して支援がないかの理由で相談も助けてもらうこともできずに近隣に迷惑を掛ける状況になっていると推測します。でするので原因となる人が健全な生活環境を取り戻すことが一番だと考えます。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
14	15	はい	近所に猫を多頭飼育している家があります。私の家とは80m離れており直接影響はないですが近隣の家は下水側溝を伝っての糞尿の悪臭で迷惑し皆で交渉しても解決できません。	「2:定義」で建物等における不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、発生している悪臭がこれらの不良な生活環境に該当する場合、本条例を適用し、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。	○			
15	16	はい	精神面で何らかの問題をかかえている人であればいろいろ相談にのって問題を解決してほしいです。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
16	17	はい	不良な生活環境の原因となるゴミ等は、原因者の所有物、財産であることから、先ずその所有者(原因者)が主体的に解消しようとするのが大切であると私もそう考えていますので、大いに共感します。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消は、原因者が自分で解消することを原則としております。	○			
17	18	はい	やむを得ない理由で周囲に悪い影響を及ぼしてしまう人も多いと思います。「支援」が第一であるという考えに共感します。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
18	19	はい	条例案にも書かれていますが、精神的・身体的原因・孤立などで一人ではどうにもならなくなった時に不良な生活環境になってしまうと思います。そのため、まずは原因の解消のための支援ということに共感します。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
19	20	はい	静岡市に住むすべての人にとって、安全で精神的な安らかになる環境を守っていくためにすべての人に対して支援する姿勢が大切だと思う。(原因となる人が全悪なのではない)	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
20	21	はい	いわゆる「ごみ屋敷」と言われるような生活環境から抜け出せない人の意識として、「ごみも資源」という誤った認識があると思われます。また、大切な伴侶を失った喪失感から孤独な状況に陥り、身辺処理ができなくなる場合も想定されます。そのような心理状態を十分把握した上で、寄り添う姿勢を土台とした支援は重要であると考えます。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
21	22	はい	防犯、防災の観点からも必要だと思います。また、不良な生活環境の原因となる人も困っているけれど助けを求められない(身内がいらないなど)状況の可能性もあると思うので、支援をしてもらえるのはとても良いと思います。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			

意見者番号	意見番号	問1	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
22	23	はい	生活していく中で、不良な生活に支障や、悪臭などによる支障など、周辺への迷惑を考えると、支援を通して解消できることがのぞましいと考えます。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
23	24	はい	近年、長年放置された空き家など問題になっておりますが、処理方法がわからない、経済的な困窮・高齢化や認知症など認知能力の低下から放置している、また迷惑になっている事が分かっていない方もおられると思います。そのような方に支援することで、多少解消することはできないかと思えます。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
24	25	はい	なぜそうなったのか、原因となる人への支援をすることで、根本的に再発防止へとつながると思つたので、その通りだと思う。今までなかった条例だから、1つでも2つでも解決に導かれて、良い町に近づくと感じた。ただ、「何日までにしてください」ではなくて、本人がどうしてそうなってしまったか、掘り下げて、ともに考えることで解決に導かれると思う。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
25	26	はい	考えに共感する。しかし、支援で解消できるレベルの方ばかりではないため、建前上支援を応援するが、本音としては(2)のような措置が必要になると考える。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
26	27	はい	不良な生活環境を作り出す原因は様々だと思うので、一方的に排除するのではなく、まずは「支援」というステップを踏んで解決に向かうのは最終的に強制力を発動するとしても必要な対応だと思う。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
27	28	はい	ごみ屋敷などを放置していると、火災などの問題や衛生の面でもその地域に迷惑がかかると思います。自分の住んでいる地域はルールを守って皆が気持ちよく生活するということが大切だと思います。そのためにも少しでも支援を通じて解決できたらいいと思います。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
28	29	はい	不良な生活環境に至るまで、個人では解決できない原因や限界があるから。不良な生活環境を放置することで、個人の問題から近隣、地域の生活環境にも影響を及ぼし災害等のリスクにつながるため。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で措置を規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
29	30	はい	生活環境の悪化は精神疾患や発達障害などが原因になっている場合もあり、だれの支援も受けることができなかった可能性もある。そのため、支援を通じて解消していくのはとてもいいことだと考えた。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
30	31	はい	気持ちよく日々を送りたいから	「2:定義」で建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによりその建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。	○			
31	32	はい	再発防止の観点から、単に本人の意思に反して強制的にゴミを捨てさせるだけではまた溜め込むだけで、解決が図れないと感じます。本人がいくら元気で生活の心配が無くても、不衛生になるまでゴミを集め貯め続けるのは何か心に問題があるものだと思います。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の背景には原因者の心や身体の状態や地域での孤立があることに鑑み、福祉的な視点から、原因者の抱える問題に寄り添っていくことを基本とした条例案としています。 また、再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し、見守りなどの取り組みを行い再発防止のための支援を行うことを条例案に盛り込んでいます。	○			
32	33	はい	送付された書類内容にすべて共感致します。私の隣合わせの家が書類内容にすべて該当します。	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。 また、「2:定義」で建物等における不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、当該事案がこれらの不良な生活環境に該当する場合、本条例を適用し、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。	○			
33	34	はい	生活環境が悪いと心も病みやすくなってしまい、生きる気力などがなくなったりしてしまうこともあるので、生活環境を改善することはそうしたことを未然に防ぐことにつながると思うから。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			
34	35	はい	不良な生活環境は周囲で暮らす他の人へも悪い影響があるので解消すべきであると思う。	「2:定義」で建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによりその建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としてしています。	○			
35	36	はい	高齢化社会。認知高齢者等身体的理由により判断が出来ない人が益々増えてくる事が予想されます。又、相続人の相続拒否等が予想されます。地域、市の支援なしでは不良な生活環境は増加します。地域の問題としてとらえる事の重大さを感じます。日頃の支援、見守り等が大事だと思います。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとします。	○			

意見者 番号	意見 番号	問1	意見内容	本市の考え	条例に 盛込済	条例に 反映	今後の運用 で 参考にする	その他
36	37	はい	なし	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
37	38	はい	なし	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
38	39	はい	近所の方々の声だけでは、なかなか耳を傾けなくても、行政から支援を通じてという事であれば、解消のきっかけになるのではと思います。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
39	40	はい	不良な生活環境は、本人だけでなく、周辺住民の心身の健康に大きな損害を与えている現状があります。同じ地域に住む者同士、個人的な訴えでは大きなトラブルにもなりかねません。行政の公的な力が必要だと考えます。再発防止にも継続的な支援が必要です。問題の根本的解決につながる本条例の施行を強く希望します。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
40	41	はい	見た目からも感じられる支援を必要としている建物に住んでいる方は家庭で問題を抱えている場合が多いため。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
41	42	はい	問題行動のために周囲から疎まれ、孤立を深めている状況なので、やはり法律面、心理面など、専門的な知見のある市役所の方々がアプローチしない限り、解決できないと思います。また、貧困や病気など、なんらかの問題を抱えている場合が多いと思うので、そのような社会的弱者を置き去りにすべきではないと感じます。	本市としても、不良な生活環境が発生する背景として、心や身体の状態や地域での孤立など複合的な諸問題があることが多いことから、「3:基本方針」のとおり、福祉的な視点からその問題解決に向けて寄り添った支援を行うものとしします。	○			
42	43	はい	5年前くらいに引っ越してきてネコが12~13匹いると聞いてビックリ、そのうち臭が(獣の臭)家が隣のため、風の向きによって窓を開けられなく、今年の暑さは厳しかったので大変でした。洗濯物にも臭がついてしまうのではと心配。何度も動物指導センターにも電話して来てくれ話をしてくれても直らない。又夜中にねこがけんかするので目がさめてしまうことが何度も。何度も話し合いをしてもなおらず困っています。	「2:定義」で建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによりその建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を解消し、予防及び再発防止を推進していくことを、「1:条例の目的」としています。	○			



項目2 今回の条例(案)では、物品の堆積又は放置などについて、支援を行ってもなお不良な生活環境が解消せず、周辺の生活環境に対して著しく影響を及ぼす場合、「命令」、「行政代執行」などの強制力のあ  
る措置を行う場合があります。この考えに共感しますか。

意見者 番号	意見 番号	問2	意見内容	本市の考え	条例に 盛込済	条例に 反映	今後の運用 で 参考にする	その他
1	1	はい	法律で規制されているという事は周りに及ぼす影響を少なくする事が可能となる	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
2	2	はい	いまのままでは行政代執行ができなかったんだと知りました。原因の人に寄り添って少しずつ改善してもらい、解体費用や処分費用などなるべく安く済むような方法などの提示、心のケアできれば更生させてほしいものです。それでも無理であれば行政代執行はやるべきです。周辺住民の苦情があるわけですから。ただ説得するにも人件費がかかりますから、強制的にやってしまった方が結果的に税金はかからないというのを感じます。将来自分が行政代執行される立場になった場合に、自分で業者を選べない分、高い費用を請求されるのは怖いものがありますが、そうならないために日々精進して行きたいです。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
3	3	はい	考え方自体には共感しますが、「措置」の中に「指導」が含まれている点が気になります。これまでも「ごみ屋敷」への対応として、片付け、撤去や廃棄を「指導」されてきたのだらうと思います。新条例に「措置」としての「指導」を規定することにより、従来の「指導」が行われにくくなってしまわないようにお願いします。	「措置」としての指導は、その後の勧告、命令等の実施を視野に入れて行うものであり、口頭による片付け等の説得・指導などは、原因者との通常の接触・折衝の中で適切に実施していきます。	○		○	
3	4	〃	また、「命令」や「行政代執行」が、条例上の規定だけで終わらないよう、実効性を伴う運用に期待します。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
4	5	はい	上記【1】でも記載したとおり、命令、行政代執行に至らないで不良な生活環境が解消するような条例を運用していただきたい。これまで、不良な生活環境が解消されず、地域で問題となってしまう理由の一つとして、関係者間の連絡、調整、連携不足があるのではないのでしょうか。不調な生活環境の事象は様々ありますが、地域としての困り事としては、差はありません。相談先の市役所は事象ごとに担当課が異なっています。命令や行政代執行を行う必要がある事案については、速やかに行うべきと考えますが、北風と太陽、アメとムチではありませんが、人な自分の意に沿わないことを言われると反発をしますものです。「不良な生活環境は、なぜ解消しなければならないのか」「人にとって悪い影響を与えるだけでなく、自分の生活や健康に影響が出ている、出るかもしれない」ということを理解してもらうことなく、命令や行政代執行を行った場合、一時的に不良な生活環境の改善が図られるかもしれませんが、人の気持ちや行動が変わらない以上、元の不良な生活環境に再び戻ってしまうことが容易に想像されます。逆に、より行政に対する反感が増すのではないのでしょうか。繰り返しになりますが、行政代執行は「伝家の宝刀」としてください。抜いてはいけません。行政が一步前に出れば大抵の事案は解決すると思います。	「3:基本方針」のとおり不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。 また、再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し、見守りなどの取り組みを行い再発防止のための支援を行うことを条例案に盛り込んでいます。	○			
5	6	はい	ゴミ屋敷の当事者は本人が自覚していないことが多く、命令、行政代執行等の強い措置が必要。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
6	7	はい	これまでは原因者が「ごみ」と認識し、ごみを捨てる意思を表出しない場合、行政はごみとして処分することができなかったと思います。今回の条例案では、原因者に対して「福祉的な視点から原因者に寄り添った支援」を行った上で、第三者機関たる審議会の審議を経た上で、必要に応じて措置を行うということなので、原因者への説得(指導・助言)だけでなく、成年後見制度等を活用したうえで、原因者側に社会的に本来あるべき認識を持ってもらった上で行われると思いますので良いと思います。(審議会の委員に福祉関係や法務関係の方が入るのではと思いますが、委員の構成は気になります)	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			

意見者 番号	意見 番号	問2	意見内容	本市の考え	条例に 盛込済	条例に 反映	今後の運用 で 参考にする	その他
7	8	はい	本人と話ができたとしても、その場しのぎで、その後は警戒されてしまい、距離をとられてしまい、本人はますます孤独になり、状況は悪化していくと感じます。多頭飼育やゴミ屋敷を改善していくことはとても難しいことだと感じます。解決にはすぐ至らないと思うので、強制力のある措置をとり、本人だけでなく、周りに住む方たちの生活を保障してもらいたいです。	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
8	9	はい	私の経験からして不良な生活をしている人は、自分の意見を正統化し、話し合いに又話をはぐらかしたりして応じない場合が多く強制力のある措置を取るしかないと思います。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
9	10	はい	なるべく本人の了承がほしいが、最悪は仕方ないと思う。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
10	11	はい	近所がお願いしても何も変わらず、みんな迷惑しているから	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
11	12	はい	やはり個人の力、一般人の力ではどうにもならないものはあると思う。法的な支援がないとできないものは多いと思うので。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
12	13	はい	このようなことを平然と行って周辺の方々の生活に絶大の迷惑をかけ続け、貴重なご支援をされましても、不良な行為、行動が不解消でしたらきわめて厳しい処分されますよう、深く考えます。正常精神の皆様は、ルールを大切に守っています。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
13	14	はい	当事者の中には、もはや後見制度も必要なくらい認知症が進んで現状把握できない方もいると思われれます。社会に遺恨があって行政や福祉を信用できない人もいます。話し合いを進めたのちに、話し合いができない状況になった場合、行政でもなく、当事者同士でもない公平な第三者の視点で現状を判断することが手順としてまず大切だと思います。最終的に多くの方が望む結果にならなくてもそうした公平な視点を入れて欲しい。また強制力のある措置については、現状で不利益を被っている方がいる以上、やむを得ないことだと思います。ただ先に述べたように結果ありきで話し合いが進展するのではなく、公正で総合的な判断から執行されることを期待します。	「8:措置」「10:審議会」のとおり、「物品等の堆積又は放置」について、本条例の規定により強制力のある措置である命令・代執行などを行う場合は、市の諮問機関として設置する「審議会」にて、公平な視点から意見を頂くこととしています。	○		○	
14	15	はい	なし	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
15	16	はい	近所に猫を多頭飼育している人がいて何年も悪臭に悩まされています。いろいろな所に相談していますがいっこうに改善されません。	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
16	17	はい	支援を行っても、なお不良な生活環境が解消されず周辺への不衛生や危険などが想定される場合、当然のこととして指導等を聞かないようであれば「命令」「行政代執行」が行われるのは当たり前のことと考えていますので、大いに共感します。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
17	18	どちらともいえない	「支援」が十分であるかの判断はケースバイケースだと思います。「ここまでだと強制にしますよ」というラインをはっきりさせて、相手に納得させることが重要と考えます。	どのような場合に措置を行うかについては、個々のケースで生じている不良な生活環境による影響を十分に検討し、他都市の事例を踏まえながら、総合的に判断を行います。 また、「8:措置」「10:審議会」のとおり、「物品等の堆積又は放置」について、本条例の規定により強制力のある措置である命令・代執行などを行う場合は、市の諮問機関として設置する「審議会」にて、様々な分野の専門的な視点から意見を頂くこととしています。			○	

意見者番号	意見番号	問2	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
18	19	はい	周囲に影響が及ぶ場合には、行政代執行もやむをえないと考えます。再発の危険などもあり、物をどかす、解体するだけでは根本的な解決とはなりません。衛生面や、放置家屋の倒壊の危険、治安などを考えると、少しでも早く表立った問題を解消する手だてではあるため、強制力のある措置は必要だと思います。強制力のある最終手段があることで、支援・指示も生きてくるのではないのでしょうか。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
19	20	どちらともいえない	場合によると思う。静岡市民に大きな悪影響を及ぼしたり、安全な環境を市民に保障できなくなるような場面は、強制力のある措置を行う必要性が高い。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
19	21	〃	しかし、一市民の生活環境が一変してしまう背景に個人の思い、希望もあるということを忘れてはならない。そういった場合は真摯に耳を傾けることが第一であると思う。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。	○			
20	22	はい	本人の能力でき・年齢的な問題から環境の改善が見込まれない場合は、「命令」および「行政代執行」も必要であろうと思います。本人の健康・安全の確保はもちろんですが、周辺住民の不安を解消するためには、行政の力に頼ることが最善の対策であるとおもいます。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
21	23	はい	どうしても解消できない場合の強制力のある措置は、近隣としてはとてもありがたいと思います。ただ、「どのような措置をしたのか」「どれくらい支援したのか」が大事で、強制力のある措置をやみくもに行ったり、強制的になってしまうのはどうなのだろうと思います。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。	○			
22	24	はい	行政が入らないとなかなか解消は困難だと思います。私は個人的に賛成します。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
23	25	はい	ゴミ屋敷が近所にある場合、衛生面や安全環境面で不安になることがあり、そこで住民同士で直接交渉すると、住民同士でトラブルになる可能性があるため、そこで役所や自治体に間に入ってもらうような仕組みがあれば、安心できると思います。	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
24	26	はい	はいかいいえかどちらかに決められない。強制力のある措置を行うとやらざるを得ない。強制的にやるのは必要だとは思いますが、同じ静岡市民だから無理やりというより、なるべく話し合い、本人が動いてくれるよう導いてほしい。時間をかけて説得する事を必ず試みてほしい。それでも改善しないようなら、強い措置がないと動かないということだから、必要だと思う。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。	○			
25	27	はい	支援を行っても、不良な生活環境が解消されない場合、近隣住民にも迷惑がかかっている可能性が高いため考えに共感する。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
26	28	はい	不良な生活環境の原因者には身勝手な考え、主張があると思うが、近隣住民の迷惑になっているという事実が存在する。健全な地域環境を維持するためにはこのような措置は絶対必要である。	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
27	29	はい	本来ならば放置などなく、無理やり追い出すことはよくないことだとは思いますが、上記の理由にもあがたとおり、地域の皆が気持ちよく仲良く生活するためには強制力のある措置は致し方ないのかな…と思います。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
28	30	はい	ある程度の強制力がなければ解決できる問題ではないため、措置や強制力、仕組みがあることで周辺住民も安心安全快適に暮らすことのできる生活環境が確保できるため。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
29	31	はい	事情があるとはいえ、近所の住民にとっては悪臭、物の倒壊の心配などの被害が長期化するのはいかなりストレスがかかるのでどうしても時はやむをえないと思う。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺の生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			

意見者番号	意見番号	問2	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
30	32	はい	周りの人の迷惑を感じず生活しているので	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
31	33	はい	最終的に本人がゴミの片付けに対して首を縦に振らず、周りに著しい影響を及ぼすのであれば強制措置も仕方がないことだと思います。ですが、税金を使って行うことなので、安易に措置を行わず、自主的な片付けに導くようにするのが一番です。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。 また、「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合は、強制力のある措置をとることを本条例で措置を規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
31	34	〃	ゴミ屋敷の周辺の住人からは、本人のことなんてどうでもいいから早く強制撤去を行えという声も上がるかと思いますが、税金を使ってあっちもこっちもすぐに片付けを代替わりしてあげるといふ安易な行政代執行とならないよう気を付けてほしいです。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。 また、「8:措置」「10:審議会」のとおり、命令・代執行などの強制力のある措置を行う場合は、市の諮問機関として設置する「審議会」にて、公平な視点から意見を頂きながら、実施を検討していきます。	○		○	
32	35	はい	共感致します。 8. 措置の内容に沿って一刻も早く実施していただきたい。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
33	36	はい	不良な生活環境は周りの人にも影響を与えてしまうため、強制力があれば確実に改善できると考えるため。しかし不良な生活環境とは何か、それが多くの人に理解を得られるものでなければならぬと考えます。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。は、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。 また、「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。	○			
34	37	いいえ	不良な生活が根本から解決するわけではない、一時的なものに思う。改善は必要だが、過料といえど5万以下で、その金銭では過料をとったとしても維持の方が安くすむと思う。”強制力のある措置”を行うのなら、それに不随してもっと手厚い支援をした方が長期的に見て効果があると思う。この考え自体に反感はないが、本人やそれをとりまく人や環境をもっと見直してからでないとう短期的な結果になるだけだと思う。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。 また、措置を実施した後も、再発を防止するため、市、地域住民、関係機関などと協力し、見守りなどの取り組みを行い再発防止のための支援を行うことを条例案に盛り込んでいます。	○			
35	38	はい	一定のけん制は必要であると思います。強制有りきは駄目であります。慎重に措置を行うべきで有ると思います。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。	○			
36	39	はい		「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
37	40	はい		「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
38	41	はい	支援をしても解消しない場合は、周りの迷惑を受けている方々の事を考えたら仕方がない事だと思います。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
39	42	はい	全ての住民が平等に気持ちよく暮らす為に必要であれば強制力のある措置は必要だと考えます。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
40	43	いいえ	高齢者などには理解力の低下や認知症などが原因でなかなか命令に従えない場合が考えられるので、そうなる前に支援が必要と思われる。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。	○			
41	44	はい	周囲の住民が安心して暮らせないようであれば、条例等の規則に基づき、強制力を持って対処するしかないと思います。 また、わかってやっている原因者に対しては抑止力にもなると思います。	「8:措置」のとおり、「物品等の堆積又は放置」については、支援を行っても不良な状態が解消せず、著しく周辺的生活環境に影響を及ぼす場合、強制力のある措置をとることを本条例で規定しており、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
42	45	未回答		—				



項目3 その他の意見

意見者番号	意見番号	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
1	1	いわゆるゴミ屋敷に堆積する物は自分で購入した物では無く、ゴミ等を漁って収集した場合が多数であると思う。根本的にゴミの所有権(収集するまではゴミ排出者で、収集された後はゴミ処分事業者)を明確にして、ゴミを持ち去らないようにする方策も盛り込んだ方がいいと思う	ごみの持ち去りについては、持ち去ったごみが必ずしも不良な生活環境の発生に結びついている事例ばかりではないため、より規制効果を高めるためにも、資源ごみも含めて本条例とは別に方策を検討していきます。			○	○
2	2	このアンケートですが、静岡市のツイッターで知ったので情報発信とでもありがたいです。	頂いたご意見については、関係部局に情報提供させていただきます。				○
3	3	重要なのは、制定した条例をいかに実効性のあるものにするかという点だと思います。今回制定しようとする条例案の目的には、「市民の安心かつ安全で快適な生活環境の確保に寄与する」とあります。これまで、市民の生活環境を守ることを目的に制定された条例には、「健康的で安全・安心な生活環境を保持することを目的とする」「路上喫煙による被害等の防止に関する条例」や「公共の場所を安全かつ快適に通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図り、…安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする」「客引き行為等の禁止に関する条例」などがありますが、これらの条例は、状況を一向に改善することなく、ほとんど存在していないに等しい条例ではないかと感じています。同じ轍を踏まないため、新条例における「市の責務」には、市がなすべきことを条例の規定にふさわしい範囲で、できる限り具体的に規定してほしいと思います。加えて、市役所組織が横断的に動いて、対応するのであれば、条例を所管・運用する課には、担当職員の増員や予算の配分も必要であり、横断的に情報を共有する場の設置も必要な筈です。規則に委ねる部分も少なからずあるとは思いますが、少なくとも市のトップと市役所組織全体の決然たる意思が伝わってくる内容にしてほしいと思います。パブリックコメントを通じて提出される様々な意見により、今後、更なる検討が加えられるよう期待します。	条例を実効性あるものとしていくための職員の体制や予算については、今後必要なものを適切に確保していきます。 また、支援の実施にあたっては、福祉部局を主体とした対策会議を設置し、関係部局が情報共有する中で、原因者が抱える問題の解消に取り組んでいきます。			○	○
3	4	リーフレットの「8 措置の内容」には、関係法令や罰則が例示されていますが、これまでこれらの枠組みをどれだけ活用してきたのでしょうか。新たな条例の制定を待つまでもなく、既にある枠組みが十分に活用されてきたのか、その検証も必要だと思います。	不良な生活環境の解消に向けて、これまでの関係法令を活用した事例の振り返りや検証も行っています。			○	
3	5	また、近年、問題が顕在化している放任竹林は、定義にある「立木及び雑草の繁茂等」に含まれるのでしょうか。「生活環境が著しく損なわれている状態」とは、誰がいつ、どう判定するのか、さらに、立木や雑草の繁茂に対して、どこ部署でどういう対応ができるのか、整理されているのでしょうか。「竹木の切取」は、特に対応が難しいように思います。	「2:定義」とおり、本条例では、立ち木及び雑草の繁茂に関する不良な生活環境を建物等におけるものと限定しているため、放任竹林については今回の条例の対象となりません。 また、立ち木や雑草の繁茂については、個別の状況により対応部署は変わってくると思われますが、庁内で連携して対応していきます。	○		○	
4	6	今回、条例を作っても不良な生活環境の解消を目指す市の考え方には大いに賛同するところです。しかし、条例は作った後に、どのように運用していくかの方が何倍も大切だと思います。不良な生活環境に係る課は、とても多いのではないのでしょうか。むしろ、関係しないかの方が少ないのではないのでしょうか。それぞれの課が、連携をとって各事案に対応していくことはとても大変なことではないのでしょうか。市民や地域にとっても、相談先の窓口は一本化され、さらに市民生活に身近な区役所にあった方がよいのではないのでしょうか。	市民の方からの相談・通報先の窓口については、分かりやすくなるよう、ホームページや広報紙などを通じて情報発信していきます。			○	
4	7	また、人に対する対応を一元化するために、専門の課や係を福祉部局に設けてはどうでしょうか。その部署に市役所の多彩な職種、専門的知識を持った職員を集めて、一つひとつのケースに対応すれば、必然的に役所内の各課との連携もうまれていくのではないのでしょうか。	支援の実施にあたっては、福祉部局を主体とした対策会議を設置し、関係部局が情報共有する中で、原因者が抱える問題の解消に取り組んでいきます。			○	
5	8	客引き条例が出来てもなぜか客引きはいる。条例が施行された暁には躊躇することなく措置を執行してほしい。	「8:措置」とおり、支援を行っても不良な状態が解消しない場合、「物品等の堆積又は放置」については本条例で規定し、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			

意見者番号	意見番号	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
6	9	今回の条例は、対象となる建物等に人が居住している場合のみ適用されるのでしょうか。それとも空家になっている場合も適用されるのでしょうか。 今回の条例では、法律が制定されている「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「動物の愛護及び管理に関する法律」の内容も盛り込まれています。「空家等対策の推進に関する特別措置法」第14条では助言、指導、勧告、命令、代執行について規定されていますし、第16条では過料が規定されています。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」も同様に第25条で指導、助言、勧告、命令について政令指定都市の市長はできる規定がありますし、第46条の2などの罰則はもっと厳しいものが規定されています。「空家等対策の推進に関する特別措置法」や「動物の愛護及び管理に関する法律」の施行に市の条例が必要だとするなら、今回の条例とは別に制定した方が良いでしょうと思います。	「1:目的」のとおり、物の堆積や放置、建物の不良な管理、動物の多頭飼育や不適切な給餌などによる周辺の悪臭や騒音を原因とした身近な生活環境の悪化についての相談が市民の方から多く寄せられる中で、こうした市民の方の悩みをまずは受け止め、庁内で連携して対応していくため、今回これらを一括で条例化することとしました。	○			
6	10	【1】【2】の意見で少し触れましたが、原因者が加齢や疾病で判断力が低下している場合、今回の条例では、「支援」として市長申立ての成年後見制度を利用することが想像できます。成年後見人等が付けば条例に定める措置に至らずに解決できる事例も多いと思います。 また、静岡市では「静岡型地域包括ケアシステム」を推進しています。このシステムが、静岡らしさとしてストロングポイントに掲げている「つながる力(地域力)」が強いことを活かして、原因者の見守り等、地域で支援できれば、「ごみ屋敷」の再発防止につながると思います。「静岡市不良な生活環境を解消するための支援」の核は、川下部分のごみ処理等よりも川上部分の支援にあると思います。「静岡型地域包括ケアシステム」所管部局の主体的関与に期待します。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。 また、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
7	11	多頭飼育が問題になっていて、動物たちにも命があるので、不良な環境下にいる動物たちを見ると、とても切なくなります。適切に飼うことが難しい家庭には頭数を制限したり、飼うことができないような措置があればいいなと思います。	不適切な動物の飼育等により不良な生活環境が発生した場合は本条例で対応していきます。 また、動物愛護法に関するご意見については、今後の市政運営で参考にさせていただきます。			○	○
8	12	この条例が確実に施行されますようお願いいたします。	条例を実効性あるものとしていくための職員の体制や予算については、今後必要なものを適切に確保していきます。 また、支援の実施にあたっては、福祉部局を主体とした対策会議を設置し、関係部局が情報共有する中で、原因者が抱える問題の解消に取り組んでいきます。			○	○
9	13	ふだんより個人の孤独感を無くすよう、行政や町内の方の声掛けが必要だと思います。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
10	14	警察に言っても、市に言っても何もできなかったことを、可能にしてほしい	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。	○			
11	15	大きな事件やトラブル等に繋がることがないように事前に対応するために、生活をする上で当たり前と思うことを当たり前にしていくために、法整備をお願いしたいです。	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。 また、「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			

意見者番号	意見番号	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
12	16	<p>①完全に土地・建物の所有者不明にて登記簿謄本も最終所有者が昔の方、そして現在地も昔同様、固定資産税未納は静岡市様所有と全件致しますと、清潔となり、不良行為0%を考えます。</p> <p>②建物専門事業者は、隣の土地の境界線上まで建物を建つことをやめ、3mは離し他人の土地を守ることです。</p> <p>③次期大切な資源になります、「ビン、缶、ペットボトル、スチロールトレイ、牛乳等のパック類、新聞、雑誌、冊子、チラシ、段ボール、その他リサイクル可能な物品すべて」等を蓄積せず、スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア等が引き取って下さいますので買い物時の持参が有効です。町内会、自治会におきましては、毎月1回にて「ビン、缶」「新聞、冊子、雑誌」を収集日を分けて行っておりますので、有効的です。</p> <p>④対象外品目は、毎週2回ございます「ごみ収集日」に定められた物品通り、誠実に収集ご担当者の方々のご尽力も思い、ゴミ袋の減少を考え、45Lの袋には45L入れ満杯と致し、20L並びにレジ袋等すべて満杯と致すべきです。週2回収集日がございますので、非満杯袋は、満杯にて次回出すことでもあります。</p> <p>⑤蓄積0%を考え、心なき行為撲滅を考えます。</p> <p>⑥自治会、町内会にて、全収集所へ「満杯袋のみ収集」と明記いたしPRが必要です。</p> <p>⑦建物はすべてきわめて大切でございますので了分な負担をかけず、定期的な手入れ、心ありき管理、整備を致すべきでございます。静岡市様の職員の方々、平素は絶大なご尽力により心より敬意を表し真の条例を念じます。建物の誠実な管理方法は、一部金銭がかかりますので、真面目に予算を立てて、実行致すことが極めて大切であり、10年後に100万円かかるとしますと、毎月約8500円の積立預金を致し、予備費・他の預金は継続と致します。土地・建物の所有者も社会的協力を考えます。</p> <p>⑧町内会・自治会も協力が必要であり、本件の役員(担当者)を選出いたし高齢のため並びに不健康にて本件の事柄ができない方、世帯の支援を町内会・自治会の責務と定め、行う必要性を深く考える次第です。大きいことは0%です。</p>	<p>頂いたご意見については、関係部局に情報提供させていただきます。</p>				○
12	17	<p>⑨動物の多頭飼育は考えものでございまして、一世帯上限飼育頭数を定め、他人、他家への迷惑0%と致した厳しい飼育規定が必要です。そして、現在飼育中の方もすべて飼育届を義務化と定め、一件でも不良行為を犯した場合は過料、並びに飼育中止命令も必要と考えます。飼い主の人柄にも飼育法法の格差がございます。動物は何時他人に被害を与えるかわかりませんので、動物責任保険加入(義務化)と定め、動物環境税(年税)を定める必要を考えます。</p>	<p>不適切な動物の飼育等により不良な生活環境が発生した場合は本条例で対応していきます。また、動物愛護法に関するご意見については、今後の市政運営で参考にさせていただきます。</p>			○	○
12	18	<p>⑩建物・動物・立木及び雑草等の管理は総合的に考えますと所有者及び使用者の人格、性格、精神等の格差と考えます。従いまして、人格、性格、正常精神等のレベルの高低により、格差があり、その行為行動にて「優良な生活環境」と「不良な生活環境」との差はきわめて大きく100対0でございます。政令指定都市静岡市様は、市民人格並びに静岡市全市に至るレベルの高さ、特に環境本件の課題を重視の上、全市民一団結にて、本条例(案)の成功を祈念致します。</p>	<p>今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。また、本市としても、不良な生活環境の背景には原因者の心や身体状況や地域での孤立があることが多いと考えており、「3:基本方針」にて、福祉的な視点から、原因者に寄り添った支援を行っていくことを基本とした条例案としています。</p>	○			
13	19	<p>ゴミ屋敷になる前に、当事者を支援する団体や組織の育成にも支援とご助成をお願いいたします。</p>	<p>「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。</p>	○			
13	20	<p>静岡市の相談窓口がどこなのか、HPなどでも判りやすく市民や貸主さんに判るようにして欲しいです。静岡市のLINEを活用して放置されて火災や崩落事故が起きそうな建物、ゴミ屋敷を通報できる仕組みなども考えて欲しい。ゴミ屋敷になる前に、当事者を支援する団体や組織の育成にも支援とご助成をお願いいたします。</p>	<p>市民の方からの相談・通報先の窓口については、分かりやすくなるよう、ホームページや広報紙などを通じて情報発信していきます。また、「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。</p>			○	
13	21	<p>遺産相続の手続きで登記変更されずに浮いた建物や土地についても これ以上増えないような施策を期待します。無責任が無関心になって無価値になっていくような土地を故郷からなくしていくべきです。また話は少しずつですが、山林なども昨今の盛り土問題を含めてゲリラ豪雨が頻りに記録される現状では今までの管理方法でいいのか、今一度 見直していただけると安心できます。また話は少しずつですが、山林なども昨今の盛り土問題を含めてゲリラ豪雨が頻りに記録される現状では今までの管理方法でいいのか、今一度 見直していただけると安心できます。</p>	<p>頂いたご意見については、関係部局に情報提供させていただきます。</p>				○

意見者番号	意見番号	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
13	22	自己責任なのに行政に代執行してもらおうとたくらむ方にはそれなりの経費負担をお願いしたい。特に賃貸の場合は大家さん(貸主)にも責任があるように感じます。賃貸時の契約に関連条項を記入してもらおう啓蒙活動や場合によっては保険などにも契約時に入れるようにならないものではないでしょうか。	「4:市及び市民の責務」の「市民」には、建物等の所有者も含まれるため、所有者の立場で「不良な生活環境の発生の予防」や「市の取組への協力」に努めていただきます。	○			
14	23	なし	—				
15	24	なし	—				
16	25	明らかにゴミであっても原因者(所有者)が不用と認めない限り手が出せず、周りの住環境の悪化を招いています。原因者に解消の意思がなくても普通に見ての判断でゴミを溜め込んでいるようであれば、速やかに強制力のある措置を実行するようして頂きたいと思っています。このためには速やかに条例を制定し、明るく清潔で住みやすいまちづくりを目指して頂きたいと考えています。	「8:措置」のとおり、支援を行っても不良な状態が解消しない場合、「物品等の堆積又は放置」については本条例で規定し、それ以外の不良な生活環境については、関係法令での措置を適切に活用することを「市の責務」として規定しています。	○			
17	26	現状どのくらいの被害があり、そのためにどのくらいの税金がかかっているか、このままではどうなってしまうのかなど道筋を示してほしいです。	現在、静岡市では、物の堆積や放置、建物の不良な管理、動物の多頭飼育や不適切な給餌などにより、周辺の悪臭や騒音を原因とする身近な生活環境が悪化しているという相談が市民の方から多く寄せられています。こうした生活環境の悪化は、原因となる人の心や身体の状態や地域での孤立などが要因となっているケースも多く、これまでの職員が生活環境の改善を支援してきましたが、対象者が支援を拒否する場合に市が不良な生活環境の解消を義務付ける仕組みがないこと、法令による対処ができるものであったとしても各関係法令を総合的に活用して、円滑に不良な生活環境の解消につなげる仕組みがないこと等から、生活環境の悪化が長期化するケースも生じています。そのため、今回それらの不良な生活環境を解消するために、原因となる人への支援を基本としながら、周辺の生活環境に著しい影響を及ぼす不良な生活環境に対応するため、命令・行政代執行などの措置や各関係法令を総合的・横断的に活用した仕組みを備えた条例を制定することとしました。	○			
18	27	条例の対象になっている「不良な生活環境」となる前に、支援が必要な人にはより早い段階で必要な支援が届く仕組みづくりも必要だと思います。原因者が孤立している場合などは同時に情報弱者であることも考えられますので、潜在的に諸問題を抱えている人たちにどのような情報を届けるかも課題だと思います。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
19	28	公共の福祉、個人の自由を守ること、どちらともなくてはならないもの。市民と市、行政が同じ目的のある市をみんなで築き上げて、みんなが暮らしやすいと思える静岡市にしましょう!!	頂いたご意見については、関係部局に情報提供させていただきます。				○
20	29	物品の堆積又は放置のように明らかに目に見えるもの以外にも、周辺住民の迷惑になるものとして、「騒音」への対応も加えていただきたいと考えます。「騒音」からは逃れることが難しく、また、近所であるがゆえに文句を言いにくいという状況もあると思われれます。深夜までのテレビの騒音、住宅街での風鈴の音など市の条例として規制していただくと、近所同士の摩擦も生じないと考えます。	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂などによる悪臭や騒音については不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。なお、風鈴の音等の個人のお宅から発生する生活騒音につきましては、法令等の規制の対象となりません。また民事的な問題であるため、当事者同士での話し合いで解決に努めていただくこととしています。				○
21	30	条例化は大事ですし、良いことだと思いますが、「支援」により重きをおいて、支援する人のより良い支援をするための学びの場や育成をしていただけるといいなあと思います。とても大変な事だと思いますので、頑張ってください!!	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。また、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
22	31	地域の環境(住みやすい)を維持するために、行政の参入は、やむを得ない事と鑑みます。ぜひ、進めていただきたいと思います。一市民として感謝申し上げます。	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。	○			
23	32	静岡市はごみの分別が緩くありがたいですが、本当にそれでいいのでしょうか？分別に対する意識を少しでも高めるために、ゴミの分別や減らす条例も必要と思います。	頂いたご意見については、関係部局に情報提供させていただきます。				○



意見者番号	意見番号	意見内容	本市の考え	条例に盛込済	条例に反映	今後の運用で参考にする	その他
24	33	原因となる人との話し合いが大切だと考えるが、誰とともに話し合うかだが、新しくボランティアを市民から募って、その方々に権限を与えて、条例推進委員、条例指導委員を作つたらいいと思う。そして、一人一人の個人と話したら、向き合う時間も作れて、解決に導けると思う。やはり、人対人だからそれを踏まえて条例を作ってほしい人の心を動かすようなことは必要だと思う。静岡市がそのような気持ちを忘れないで活動してほしい。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消に取り組むにあたっては、支援を基本とすることを、本条例の基本方針として規定しています。	○			
25	34	なし	—				
26	35	山の放置竹林も不良な生活環境の一種である。谷津山については、清水山公園の整備はされているものの、山に入ると整備が行き届いていない。土地の所有者が不明等の問題があると思うが、何らかの措置を施行し、市民の憩いの場になることを期待したい。	「2:定義」のとおり、本条例では、立ち木及び雑草の繁茂に関する不良な生活環境を建物等におけるものと限定しているため、放任竹林については今回の条例の対象となりません。また、立ち木や雑草の繁茂については、個別の状況により対応部署は変わってくると思われますが、庁内で連携して対応していきます。	○		○	
27	36	なし	—				
28	37	不良な生活環境に至るまでの小さな問題が積み重なり時が経過することで複雑な問題、大きな問題となってしまうと思う。高齢化、核家族化、単身世帯で一人では解決できない事を相談できる窓口、諸問題を解決するための情報開示等もわかりやすくなると不安から安心に暮らす生活環境が確保できることに繋がると思います。個人の諸問題も身近な周辺の問題も気軽に相談できたり、気づいたことを声に出せたり、声掛けできる社会になればよいと思います。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
28	38	【気になっている身近な問題】 ①蜂の駆除を自分でできずに、安易に業者に依頼したら多額高額請求だった。地域に知っている人がいたら相談できたのに、どこに相談したらよいかわからず不安のまま業者に依頼してしまった。 ②駅周辺の雑草、スーパーの周りの木・雑草、道の雑草、管理されている様子がなく、見た目汚いことが気になっている。自分一人では解決できる範囲を超えている。ゴミ拾いはできても大きくなった雑草までどうすることもできず見ているだけになっている。その影響で鳩やカラス、鳥などの糞害、住環境への実害も及ぼされている。	頂いたご意見については、関係部局に情報提供させていただきます。				○
29	39	なし	—				
30	40	この条例で、是非皆が暮らしやすくなるような一歩にしてほしい	今回のパブリックコメント等で市民意見を聴取したのち、議案を上程し、条例制定手続きを進めていきます。	○			
31	41	ゴミ屋敷を生まないためには、地域の美化運動や近隣による見守りが大切で、それを熱心に行うことでゴミ屋敷化を未然に防げている地域の例もあります。市役所は税金を使った片付け屋ではないので、それらの地域活動を放棄しておきながら、困った時の片付けだけ行政にお願いするような例が多発しないよう、案件の精査はお願いしたいです。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
32	42	該当事(隣人)は、■です。私どもが心配する内容は以下の通りです。 建物の外:トラックに詰め込んだ金属の廃棄物が崩れそうで通行人が心配。家庭ごみが蓋なしの汚い箱などに放置、私の家側近くの道路すれすれにわざと(?)放置している感じ。蓋つきゴミ箱に入れてほしい。放火キケン!!食品の殻、紙屑など周辺に飛んでくる。*歩道の凸部分を勝手に崩す。Etc... 建物の内部:ベランダや階段踊り場部分から貯めてある汚れを排水溝のない場所にすてた汚れが私の家の敷地内に流れ込む。(ネコ小屋を洗った水と思われる。ネコは放し飼い状態。多産させて「子猫差し上げます...」など看板を出している時あり。)一階の部屋内部は廃車などを含む雑多物がぎっしりと詰まっている。油性物などあり発火のキケン心配。一刻も早く内部調査してほしい。とにかく建物周辺が非常に汚く環境の悪化が著しい。 *原因者の氏名は苗字が”■”らしい。 *原因者が人と会う際、入室不可のため外のイスなどで面接!! *原因者の人物像、性格は私にお聞きください。 【静岡市注釈:個人情報に該当する部分は伏字としています。】	「2:定義」のとおり、建物等における物品の堆積・放置、建物の不良な管理、不適切な動物の飼養、保管又は給餌・給水、立ち木及び雑草の繁茂など、その建物等における生活環境又はその周辺における生活環境が著しく損なわれている状態を、不良な生活環境と定義しており、これらの不良な生活環境を本条例で解消していくことを目的としています。 今回頂いた情報は、調査させていただきます。	○			
33	43	この条例で行う支援は、金銭的な支援なのか現物支援なのか、両方なのか明確にする必要があると考えます。	不良な生活環境に対して行う支援は、「6 支援」の中で、「原因者に対する情報提供、助言その他必要な公的支援」、「地域住民、関係機関などに対する情報提供」、「一般廃棄物に該当する堆積物の排出の指導又は収集」、「適切な飼い方の指導、動物の引き取り」、「立木等の伐採の助言」、「建物等に対する緊急時の応急対応、市営住宅への誘導」、「不良な生活環境が解消された後に再発を防止するための、市、地域住民、関係機関などと協力した見守り」などと具体的に規定しております。 さらに具体的な支援方法については、条例の運用に併せて具体化していきます。	○		○	
34	44	空き家へ場合は固定資産税1/6が通常に戻るため、積極的な介入が必要だし見込めると思う。解体費用の支援もあるのか。	空き家特措法に関するご意見については、今後の市政運営で参考にさせていただきます。				○

意見者 番号	意見 番号	意見内容	本市の考え	条例に 盛り込 み済	条例に 反映	今後の運用 で 参考にする	その他
35	45	原因となる人への地域、市の温かい心を持ち。且つ悪者扱いでなく、病気等を疑い、地域の住民の対応を促す事が必要であると思います。	「3:基本方針」のとおり、不良な生活環境の解消のみならず、発生の防止及び対策についても、基本方針に規定し、市と地域住民、関係機関などが協力して支援を行うこととしています。	○			
36	46	なし	-				
37	47	なし	-				
38	48	なし	-				
39	49	なし	-				
40	50	なし	-				
41	51	当該条例案とは主旨が異なりますが、「物品の堆積及び放置」の「物品」がペットである場合、命のあるものなので、強制力を持って市が引き取り、原因者には動物の飼育を以後一切禁じるべきだと思います。近所ではありませんでしたが、一年中昼夜を問わず、室内飼いの犬を屋外に繋留し、トリミングが必要な犬種にもかかわらず毛玉だらけで放置している飼い主がいました。昨今の酷暑の中、西日が射し、風も通らない駐車場に放置するのは虐待に他なりません。動物愛護センターにも入ってもらいましたが、一向に改善しませんでした。臭い等の生活環境以前に、近隣の住民はその悲惨な様に心を痛めていました。動物愛護の観点からこのような問題にも条例を作って強制的に対処していただきたいです。	不適切な動物の飼育等により不良な生活環境が発生した場合は本条例で対応していきます。また、動物愛護法に関するご意見については、今後の市政運営で参考にさせていただきます。			○	○
42	52	なし	-				